別紙エ　時間外勤務割合等

●時間外勤務手当

1　対象となる時間

(1)正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた時間

(2)週休日に勤務を命じられ、同一週を超えて週休日の振替を行い、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間(ただし、正規職員の一週間の正規の勤務時間(38 時間 45 分)を超える場合に限る)

※正規の勤務時間・・・個々の任用により、あらかじめ勤務を割り振られた時間

2　支給割合

(1)正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた時間

	正規の勤務時間が割り振られた日(勤務日)		週休日
時間外勤務をした時間	①と②をともに満たす時間 ①その日の正規の勤務時間を合わせて、7 時間 45 分に達するまでの時間 ②その週の正規の勤務時間と 100/100 の時間外勤務をした時間を合わせて、38 時間 45 分に達するまでの時間	左記以外の時間	
月 60 時間以内	100/100	125/100	135/100
月 60 時間超	100/100	150/100	150/100

※午後 10 時から午前 5 時までに時間外勤務をした場合は、25/100 を加算した支給割合とする

※月 60 時間には、100/100 の時間外勤務時間、(2)の振替 25/100 の時間を含み、休日勤務手当の対象となる時間は含まない

(2)週休日に勤務を命じられ、同一週を超えて週休日の振替を行い、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

時間外勤務をした時間	週休日に勤務を命じられた時間と、その週の正規の勤務時間及び 100/100 の時間外勤務をした時間を合わせて、38 時間 45 分に達するまでの時間	左記以外の時間
月 60 時間以内	支給なし	25/100
月 60 時間超	支給なし	50/100

※週休日の午後 10 時から午前 5 時までに勤務を命じられ、同一週を超えて週休日の振替を行った時間は、夜間勤務手当(夜間勤務報酬)の支給対象にもなる

※月 60 時間には、100/100 の時間外勤務時間、(2)の振替 25/100 の時間を含み、休日勤務手当の対象となる時間は含まない

※週休日に勤務を命じられたのと同一週に、休日勤務手当（休日勤務報酬）の支給される時間があるときは、その時間を差し引いた時間に対して支給する

●夜間勤務手当

1　対象となる時間

正規の勤務時間として、午後 10 時から午前 5 時までの間に勤務した時間

正規の勤務時間（※時間外勤務時間ではない） ・当初割り振られた勤務時間 午後 5 時 30 分から翌日午前 9 時まで勤務が割り振られたときの休憩時間を除く、 午後 10 時から午前 5 時までの間の勤務時間 ・週休日等に勤務を命じられ、振替により割り振られた勤務時間 週休日の午前 0 時から午前 10 時まで勤務を命じられ、1 日振替を行ったときの 午前 0 時から午前 5 時までの休憩時間を除く勤務時間

2　支給割合

25/100

●休日勤務手当

1　対象となる時間

国民の祝日や年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務した時間

フルタイム勤務で、祝日法における祝日を休日として任用している場合の事例 ・祝日に勤務を命じられ、振替をしなかった場合の勤務した時間 ただし、正規の勤務時間（7 時間 45 分）を超えた時間については 時間外勤務手当（135/100）の対象 ・祝日に勤務を命じられ、半日振替をした場合の振替時間を超過した時間 勤務した時間（4 時間）から半日振替時間（3 時間）を除いた 1 時間が休日勤務対象時間 ※祝日に勤務を命じられ、1 日振替をした場合は、祝日は勤務日となり休日勤務の対象とはならない。通常の勤務日と同様に、正規の勤務時間（7 時間 45 分）を超えた時間については時間外勤務手当（125/100）の対象

2　支給割合

135/100